

平成27年1月より

～健康保険制度改正のお知らせ～

高額療養費制度が変わります

※高額療養費制度の改正により、平成27年1月から使用する限度額適用認定証の区分表記が変更となります。これに伴い27年1月をまたぐ申請の場合は認定証が「2枚」となり、有効期間が12月31日までの分と1月1日からの分を使い分ける必要がありますので、ご注意ください。

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額の区分は平成27年1月診療分より3区分から5区分に細分化されます。

区分	該当の基準
A:上位所得者 標準報酬月額 53万円以上	150,000円 〈多数該当 83,400円〉
	自己負担限度額の計算式
	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
B:一般所得者 (上位所得者、低所得者以外)	80,100円 〈多数該当 44,400円〉
	自己負担限度額の計算式
	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
C:住民税非課税	35,400円 〈多数該当 24,600円〉

区分	該当の基準
ア:標準報酬月額 83万円以上	252,600円 〈多数該当 140,100円〉
	自己負担限度額の計算式
	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
イ:標準報酬月額 53万～79万円	167,400円 〈多数該当 93,000円〉
	自己負担限度額の計算式
	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
ウ:標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 〈多数該当 44,400円〉
	自己負担限度額の計算式
	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
エ:標準報酬月額 26万円以下	57,600円 〈多数該当 44,400円〉
オ:住民税非課税	35,400円 〈多数該当 24,600円〉

ご注意

- ◇差額ベッド代、食事代、保険外の負担分は対象となりません。
- ◇70歳以上の方の負担に変更はありません。

Q:窓口での負担はいくらになりますか？

〈例〉1カ月の総医療費:100万円 標準報酬月額:32万円〈ウ〉 窓口負担割合:3割 の場合

【限度額適用認定証を提示しない場合】

一旦300,000円(3割)を医療機関の窓口で支払い、後日高額療養費申請により212,570円の払戻しを受けます。

【限度額適用認定証を提示した場合】

窓口で自己負担限度額 87,430円 をお支払いください。

※高額療養費による払い戻し申請は原則不要です。(ただし世帯合算等の申請が必要な場合もあります。)

$$\text{自己負担限度額} \Rightarrow 80,100\text{円} + (1,000,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% = 87,430\text{円}$$

入院・高額な外来が見込まれる時は

限度額適用認定証をご利用ください